

新宿区発注工事の前払金の使途拡大について（継続）

地方自治法施行規則の一部を改正する省令（平成28年総務省令第61号）が平成28年5月27日に公布、同日施行されたことを踏まえ、入札に参加しやすい環境の整備に向けた取組みの一環として、新宿区発注工事の前払金の使途を拡大しているところです。

令和6年度においても国土交通省が前払金の使途拡大特例を延長したことに準じ、新宿区発注工事の前払金の使途拡大について下記のとおり継続することとしましたのでお知らせします。

記

1 前払金の使途拡大内容

前払金の使途拡大の対象となるのは、現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）とします。

また、これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の100分の25とします。

2 使途拡大対象となる前払金

平成28年4月1日から令和7年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和7年3月31日までに払出しが行われるもの。

なお、中間前払金については、前払金の使途拡大の対象外とします。

【問合せ先】

新宿区総務部契約管財課契約係
電話：03-5273-4075